

令和8年9月14日

会員事業所 各位

一般社団法人兵庫県LPガス協会
会長 橋本 雅彦

令和8年熊本地震の発生を受けた対応について（依頼）【その3】

平素より協会事業に格別のご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、標記のことについては、経済産業省からの要請による全国LPガス協会からの通知を受けて、これまで2回にわたって会員事業所の皆様に依頼をしたところです。

【過去の通知】 ・第1回通知：7月31日付 ・第2回通知：8月7日付【その2】

現在、令和8年熊本地震「大型ショッピングモールでの爆発事故」については、原因究明中ではありますが、このたび、再度、経済産業省から全国LPガス協会を通じて、以下のとおり通知が発出されましたので通知します（9月11日付け 別添資料）。

ついては、会員事業所におかれましては、同通知の趣旨を踏まえて対応していただきますようお願いいたします。

【経済産業省からの要請事項】

1. ガスが滞留するおそれがある場所におけるガス漏れ警報器等の設置について

不特定多数の者が出入りする第一種保安物件において、地震でガス管が破損したことに加え、建物が損傷することで、ガス管の貫通部や接合部（溶接以外）の近傍にある、ガスが滞留するおそれがある場所に、ガスの滞留が生じる場合においても、不特定多数の者の避難が確実に行われるよう、ガス漏れ警報器等を自主的かつ速やかに設置するようお願いいたします。

なお、建築物の構造上の制約等により、ガス漏れ警報器等を速やかに設置することが難しい場合には、不特定多数の者の避難が確実に行われる対策その他の事故防止・リスク軽減措置を自主的かつ速やかに実施していただくようお願いいたします。

2. 保安業務の実施体制等の再確認等

組織内及び保安機関との情報伝達や意思決定のプロセスを含め、設備の維持管理及び保安業務が適切に実施される体制となっているかについて点検をお願いします。

加えて、上記の措置に限らず、平素より災害時における緊急対応などについて、建築物の所有者や一般消費者等の関係者と適切なコミュニケーションを図りながら、自主的な安全性の向上を不断に追求していただくようお願いいたします。

【追記】

全国LPガス協会によりますと、経済産業省において、本件に関するQ&Aを作成しているとのことですので、入手次第、速やかに当協会HP（会員用ページ）にて公開します。

添付資料：全国LPガス協会 令和8年9月11日付 全L協保安・業務G8第140号
添付「経済産業省 令和8年9月11日付 2026910保局第1号」